

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例					
主管課	人事課					
根拠法令等	地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第29号）					
改正内容	<p>地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行され、地方公務員災害補償制度における<u>遺族補償年金前払一時金等が支給された場合の遺族補償年金等の支給停止に係る額の算定に用いる利率が法定利率へ改正</u>されたことから、<u>地方公務員災害補償制度との均衡を図る</u>ため、所要の規定整備を行うもの。</p> <p>【改正箇所】 条例附則第3条第3項（遺族補償年金前払一時金）</p> <p>【改正内容】 条例附則第3条第3項の規定を、地方公務員災害補償法附則第6条第3項に準じて、次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="371 1290 1425 1758"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 1290 898 1373">法附則第6条第3項</th> <th data-bbox="898 1290 1425 1373">条例附則第3条第3項（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 1373 898 1758">遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が<u>総務省令</u>で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</td> <td data-bbox="898 1373 1425 1758">遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が<u>規則</u>で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</td> </tr> </tbody> </table>		法附則第6条第3項	条例附則第3条第3項（改正案）	遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が <u>総務省令</u> で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。	遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が <u>規則</u> で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
法附則第6条第3項	条例附則第3条第3項（改正案）					
遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が <u>総務省令</u> で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。	遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が <u>規則</u> で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。					
施行日	公布日					